

徳島県国民健康保険運営協議会について

国民健康保険運営協議会 関係規定

1 国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 (略) ※市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く規定

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの）に限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

2 国民健康保険法施行令

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3・4 (略) ※市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に係る規定

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

3 国民健康保険法施行条例

(設置)

第3条 法第11条第1項の規定に基づく協議会として、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 被保険者を代表する委員 3人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- 三 公益を代表する委員 3人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

(規則への委任)

第5条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

4 国民健康保険法施行細則

(会議)

第2条 条例第3条に規定する徳島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

【付議事案 1】

徳島県国民健康保険運営協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、国民健康保険法施行条例（平成29年徳島県条例第55号）第5条の規定に基づき、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開催の通知）

第2条 会長は、運営協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。

（会議の公開）

第3条 運営協議会の会議は、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、会長が運営協議会の会議に諮り、当該会議の全部又は一部を公開しないことができるものとする。

- 一 会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
- 二 会議を公開することにより、運営協議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合

（公開の手續）

第4条 前条の規定による公開は、その傍聴を認めることにより行う。

2 前項の場合における必要な手續については、別に定める。

3 運営協議会の会議の開催に当たっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等の方法により、周知に努めるものとする。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。

【付議事案2】

徳島県国民健康保険運営協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、徳島県国民健康保険運営規程（平成30年月 日制定）第4条第2項の規定に基づき、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の決定等）

第2条 傍聴席の定員は、会長があらかじめ定める。

2 傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の場所及び時間に集合するものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員を超えない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、先着順に傍聴人を決定する。

（傍聴することができない者）

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

一 前条第3項の規定により決定された傍聴人以外の者

二 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音の禁止）

第5条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の規定による指示をし、又は同項の規定により職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第7条 この規程に定めのない事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年月 日から施行する。

都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 <p>(*)「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より</p>

市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 改正後の国民健康保険法(抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。